

平成28年4月

サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書の作成について

<サービス付き高齢者向け住宅制度専用ホームページ>

サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書は、専用ホームページ『サービス付き高齢者向け住宅向け住宅情報提供システム』にて作成してください。(<https://www.satsuki-jutaku.jp/>)

同情報提供システムには、申請書作成の他にも添付書類、関係法令、パンフレット、全国の登録住宅の閲覧やQ&Aなど様々な情報があります。

<登録を行う時期>

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録は、当該事業を行うものが確実に住宅を整備して事業が開始されることが重要であることから、原則として建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の検査済証の交付後とします。（「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行について」（平成23年10月7日付け老発1007第1号、国住心第37号）参照）

<登録申請書の提出部数>

提出部数は正本1部（押印しているもの）、副本2部（正本の写し）の合計3部です。登録になった際は副本1部を返却します。

登録する申請書は、情報登録システムから申請情報確定後に印刷して提出してください（申請書下段に、申請ID、情報確定日（年月日・時刻）が印刷されていることをご確認ください）。

情報提供システムの操作方法等については、マニュアルをご覧ください。

<登録申請書に添付する書類>

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第7条第1項第1号から第12号で定める書類

- ① サービス付き高齢者向け住宅の位置を表示した付近見取図
- ② 縮尺、方位並びにサービス付き高齢者向け住宅及びその敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する高齢者居宅施設のそれぞれの敷地内における位置を表示した図面（配置図）
- ③ 縮尺、方位、サービス付き高齢者向け住宅の間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図

- ④ サービス付き高齢者向け住宅の加齢対応構造等を表示した書類（専用ホームページ参照）
- ⑤ 入居契約に係る約款（専用ホームページ参照）
- ⑥ 登録を申請しようとする者が、サービス付き高齢者向け住宅等を自ら所有する場合
にあつては、その旨を証明する書類（登記簿謄本など）
- ⑦ サービス付き高齢者向け住宅の管理または高齢者生活支援サービスの提供を委託に
より他の事業者に行わせる場合にあつては、委託契約に係る書類
- ⑧ 登録を申請しようとする者が法人である場合においては、登記事項証明書及び定款
注意：サービス付き高齢者向け住宅が掲載されていること。
- ⑨ 法第7条第1項第六号及び第七号に掲げる基準に適合することを制約する書面（専
用ホームページ参照）
- ⑩ 法第7条第1項第八号に掲げる基準に適合することを証する書類
- ⑪ 登録を受けようとする者（法人である場合においては当該法人、その役員及び使用
人（令第2条に規定する使用人をいう。以下この号において同じ。）、個人である場合
においてはその者及び使用人）及び法定代理人が法第8条第1項各号に掲げる欠格要
件に該当しないものであることを誓約する書面（専用ホームページ参照）
注意：役員は、法人登録簿に含まれない執行役員まで記載すること（申請書別添1
（役員名簿）と同じであること）。

- ※ 法：高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）
- ※ 令：高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成13年政令第250号）
- ※ 規則：国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則
（平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号）

<完成検査>

登録後、サービス付き高齢者向け住宅が完成した時点で完成届（町で定める様式）を提出してください。

登録時に申請した内容と実際の住宅に相違がないか（間取り、各室の用途等）検査を行います。

<サービス付き高齢者向け住宅登録窓口>

六戸町役場 建設下水道課

電話：0176-55-4610

FAX：0176-55-2884

E-mail kensetuka@town.rokunohe.aomori.jp